

令和3年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和3年9月3日（金）

議事日程（第1号）

令和3年9月3日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 8 号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第 9 号 令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第 39 号 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係
条例の整理について
議案第 40 号 常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
議案第 41 号 常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部改正について
議案第 42 号 常陸太田市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 4 議案第 43 号 令和2年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第 44 号 令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
議案第 45 号 令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
議案第 46 号 令和2年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第 47 号 令和2年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に
ついて
議案第 48 号 令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定について
議案第 49 号 令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認
定について
議案第 50 号 令和2年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認
定について
- 日程第 5 議案第 51 号 令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について
議案第 52 号 令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に
ついて
議案第 53 号 令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
議案第 54 号 令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）につい

て

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 報告第 8 号ないし報告第 9 号（一括上程・報告案件説明）
日程第 3 議案第 3 9 号ないし議案第 4 2 号（一括上程・提案理由説明）
日程第 4 議案第 4 3 号ないし議案第 5 0 号（一括上程・提案理由説明）
日程第 5 議案第 5 1 号ないし議案第 5 4 号（一括上程・提案理由説明）
-

出席議員

1 4 番	川 又 照 雄 議 長	5 番	藤 田 謙 二 副議長
1 番	森 山 一 政 議 員	2 番	小 室 信 隆 議 員
3 番	菊 池 勝 美 議 員	4 番	諏 訪 一 則 議 員
6 番	深 谷 涉 議 員	7 番	平 山 晶 邦 議 員
8 番	益 子 慎 哉 議 員	9 番	菊 池 伸 也 議 員
1 0 番	深 谷 秀 峰 議 員	1 1 番	高 星 勝 幸 議 員
1 2 番	成 井 小 太 郎 議 員	1 3 番	茅 根 猛 議 員
1 5 番	後 藤 守 議 員	1 6 番	黒 沢 義 久 議 員
1 7 番	高 木 将 議 員	1 8 番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

宮 田 達 夫 市 長	石 川 八 千 代 教 育 長
加 瀬 智 明 政策推進室理事兼 ワクチン接種推進室長	綿 引 誠 二 総 務 部 長
岡 部 光 洋 企 画 部 長	磯 野 初 郎 市 民 生 活 部 長
柴 田 道 彰 保 健 福 祉 部 長	根 本 勝 則 農 政 部 長
中 野 亘 商 工 観 光 部 長	古 内 宏 建 設 部 長
柴 田 雅 美 会 計 管 理 者	畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長
大 関 正 幸 消 防 長	武 藤 範 幸 教 育 部 長
榑 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 田 和 也 秘 書 課 長
高 木 道 安 総 務 課 長	江 幡 治 監 査 委 員

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	富 田 弘 明 次 長 兼 議 事 係 長
秋 山 弘 行 総 務 係 長	

午前10時開会

○川又照雄議長 おはようございます。

ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和3年第3回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○川又照雄議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

2番 小室 信 隆 議 員 13番 茅 根 猛 議 員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○川又照雄議長 諸般の報告を行います。

初めに、「地方自治法」第233条第5項の規定により、令和2年度常陸太田市一般会計及び特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和3年6月、7月及び8月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。また、同じく監査委員から、令和3年度財政援助団体監査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第243条の3第2項の規定により、一般財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社並びに常陸太田産業振興株式会社のそれぞれの経営状況を説明する書類がお手元に配付いたしてありますとお提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長 宮 田 達 夫 君 教 育 長 石 川 八 千 代 君

政策推進室理事兼
ワクチン接種推進室長 加 瀬 智 明 君 総 務 部 長 綿 引 誠 二 君

企 画 部 長 岡 部 光 洋 君 市民生活部長 磯 野 初 郎 君

保健福祉部長 柴 田 道 彰 君 農 政 部 長 根 本 勝 則 君

商工観光部長 中 野 亘 君 建 設 部 長 古 内 宏 君

会 計 管 理 者 柴 田 雅 美 君 上下水道部長 畠 山 卓 也 君

消 防 長 大 関 正 幸 君 教 育 部 長 武 藤 範 幸 君

農業委員会事務局長 榊 一行 君 秘書課長 岡田和也 君
総務課長 高木道安 君 監査委員 江幡 治 君
以上、18名でございます。

市長挨拶

○川又照雄議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 おはようございます。全国的に猛威を振るいますコロナ禍の中ではございますが、令和3年第3回常陸太田市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜りまして心からお礼を申し上げます。日頃から議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

7月に発生をいたしました静岡県熱海市における豪雨による土砂災害で、多くの尊い命が失われました。また、8月の停滞前線の影響による大雨によりまして、西日本から東日本の各地で河川の氾濫や浸水など甚大な被害が発生いたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復旧・復興がなされ、元の生活に戻られますことをご祈念申し上げます。

当市におきましても、これからの台風シーズンや局地的な大雨などに備え、自主防災会や要介護者利用施設等と連携をしながら、市民の皆様の安全・安心を第一に、迅速かつ適切な非難行動につながるよう緊張感を持って対応をしております。

初めに、新型コロナウイルス感染症でございますが、8月以降、全国的に新規感染者が急増し、1日当たり2万人を超える感染者が確認されてきております。政府はこうした状況を踏まえ、これまでに茨城県を含む21都道府県に対し、9月12日までの期間、緊急事態宣言を発令しているところでございます。

茨城県におきましても、8月の感染者数が最多を更新するなど感染拡大に歯止めがかからない状況から、国の緊急事態宣言に合わせ、県独自の非常事態宣言を発令し、県民が一丸となった行動抑制について県民の皆様へ最大限の協力依頼をしているところでございます。

本市におきましても、この間、1万人当たりの感染者数が1.5人を超える週が出るなど、依然として感染者が増加傾向にございます。こうしましたことから、茨城県大規模接種会場でのワクチン接種枠の確保をはじめ、市民の皆様へのさらなる感染症対策への徹底、不要不急の外出の自粛、お盆時期の帰省等の自粛について呼びかけを行いますとともに、公共施設等の休館や利用中止、市民の不安と感染拡大を抑えるためのPCR検査等の対応を講じてきたところでございます。市民の皆様には大変ご不便をおかけしているものではございますが、医療現場の逼迫を招かぬよう、市民一人ひとりの行動が大変重要になってまいりますので、引き続き感染防止対策へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、この間、市といたしましても感染の早期終息に向け、感染者の情報、特にクラスター発生につながる情報等について、情報の共有、連携を図っていただくよう、茨城県に要望をしたと

ころでございます。

今後も事態の推移を注視し、感染拡大防止のための注意喚起等を行いますとともに、市民へのワクチン接種につかまして一日も早い接種完了を目指し、国、県、医師会など関係機関と緊密に連携を図りながら、市民の皆様のご大切な命と健康を守るため、迅速かつ適切に必要な措置を講じてまいります。

次に、6月に予算化をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対策関連事業の進捗状況についてでございます。

まず、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯以外への支給状況でございますが、これまでに支給対象者371世帯のうち138世帯への支給を行っております。また、国の特別給付金に2万円を上乗せいたします市独自の給付金事業につかましては、これまでに支給対象者636世帯のうち398世帯への支給を行っております。

食事券の配布につかましては、市内79店舗の協力をいただきながら実施をしているところですが、現時点で支給対象者636世帯のうち259世帯から申込みがあり、順次発送をしております。

市内の事業者に対します営業時間短縮要請事業者への支援金につかましては、これまでに30件の申請がございました。これらの各種支援策につかましては、引き続き、市民の皆様、事業者の皆様への周知を図りながら、速やかな手続き、支援等に努めてまいります。

プレミアム付き商品券につかましては、今年度は発行総額の増額や1冊当たりの販売額の単価を下げるなど、幅広い市民にご利用いただけるよう見直しを行ったところでございます。8月末現在で約3万5,000冊の申込みがございました。コロナ禍において地域経済を回復軌道に戻すため、感染状況を勘案しながら落ち込んだ消費を押し上げてまいりたいと考えております。

次に、夏休み明けの小・中学校の授業につかましては、感染拡大防止の観点から、9月1日から12日までを臨時休業とし、この間、児童生徒にはリモートによりますオンライン学習を含めました自宅学習としたところでございます。また、幼稚園につかましても、小・中学校と同様に臨時休業といたしました。

続きまして、令和2年度普通会計決算の概要につかまして、ご報告をさせていただきます。

令和2年度決算の実質収支につかましては13億円余の黒字、単年度の収支におきましても約2億円の黒字となったところでございます。

また、財政調整基金からの取崩しを行わなかったことから、実質単年度収支につかましても7億5,000万円余の黒字に、積立金の残高につかましては前年度比約8億円増の172億3,300万円となったところでございます。

市債の残高は、前年度比約8,000万円減の約183億円、全会計では、前年度比5億1,100万円減の319億6,800万円となっております。

なお、健全化判断比率等につかましては、引き続き将来負担比率は発生しておらず、各比率とも良好な状況でございます。

次に、本定例会に提案をさせていただきます案件でございますが、令和2年度決算に基づきま

す財政関係報告が2件、法律の改正に伴う関係条例の整理1件、条例の一部改正2件、過疎地域持続的発展計画1件、令和2年度歳入歳出決算認定8件、令和3年度補正予算4件、合わせまして18件でございます。

このうち、一般会計補正予算につきましては、コロナウイルス感染症対策に係る補正予算といたしまして、子育て世帯向け事業、事業者向け支援事業、指定管理者運営支援事業及びワクチン接種体制の整備に係る費用を計上しております。

また、議会最終日に市内事業者に対します市独自の支援策に係る補正予算等を、また、人事案件3件を追加提案する予定でございます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、それぞれ担当部長よりご説明をさせていただきます。議員の皆様には慎重なるご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましての挨拶といたします。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○川又照雄議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から9月22日まで20日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日まで20日間と決定いたしました。

日程第2 報告第8号ないし報告第9号

○川又照雄議長 次、日程第2、報告第8号令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第9号令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第8号は、令和2年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づき算定した健全化判断比率を監査員の意見を付して下記のとおり報告するものでございます。

中段の表、令和2年度決算に基づく健全化比率をご覧願います。

1の実質赤字比率でございますが、一般会計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。令和2年度の一般会計における実質収支は黒字で決算しておりますので、比率は発生しておりません。

次に、2の連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、公営企業会計など、全ての会計における実質収支の赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。こちらにつきましても、全ての会計において黒字で決算しておりますので、比率は発生しておりません。

続きまして、3の実質公債費比率でございますが、公営企業会計などにおける地方債の返済額のうち、一般会計が負担すべき返済額を含めた全ての一般会計が負担する地方債の返済額の標準財政規模に対する比率でございます。比率は記載のとおり2.0%となっており、市の財政運営に国の関与を受けることとなる早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

最後に、4の将来負担比率でございますが、一般会計が将来負担することとなる地方債の返済額などの標準財政規模に対する比率でございます。こちらにつきましては、基金などの充当可能な財源の合計額が将来負担することになる地方債の返済額などを上回っておりますことから、比率は発生しておりません。

なお、2ページから5ページに監査委員の意見書を、また、参考といたしましてA3横長の資料、健全化判断比率算出シートを別途お配りさせていただきましたので、併せまして後ほどご覧置き願います。

報告第8号は以上でございます。

続きまして、議案書の6ページをお開き願います。

報告第9号は、令和2年度決算に基づく資金不足比率の報告についてでございます。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づき算定した資金不足比率を監査委員の意見を付して下記のとおり報告するものでございます。

中段の表、令和2年度決算に基づく資金不足比率をご覧願います。

資金不足比率でございますが、各公営企業の資金不足額が料金収入などの事業規模に対してどの程度になっているかを表す比率でございます。資金不足額は一般会計における実質赤字額に相当するものでございますが、記載の全ての公営企業会計において黒字決算であるため、比率は発生しておりません。

7ページから8ページにかけまして、監査委員の意見書を付してございますので、後ほどご覧置き願います。

報告第9号は以上でございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第39号ないし議案第42号

○川又照雄議長 次、日程第3、議案第39号過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

の施行に伴う関係条例の整理について、議案第40号常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第41号常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第42号常陸太田市過疎地域持続的発展計画について、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりましてご説明いたします。

議案書の9ページをお開き願います。

議案第39号は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。

提案理由でございますが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が、本年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

今回の改正でございますが、過疎地域について規定しております同法が改正されたことに伴い、その規定を引用する2つの市の条例を一括して改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。

初めに、常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正でございます。

右側、現行の欄、第2条第3号中、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を、左側、改正案のとおり、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改めるものでございます。

12ページをお開き願います。

続きまして、常陸太田市宅地開発事業の適正化に関する条例の一部改正でございます。

右側、現行の欄、第3条第2号中、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を、左側、改正案のとおり、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第39号は以上でございます。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

議案第40号は、常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が本年3月23日に公布され、その一部が同年7月1日から施行されたこと及び所要の整理を行うことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、この所要の整理につきましては、過去に出されました省令において各種基準等の緩和措置が図られておりましたが、当市条例に反映していなかったため、今後の当該保育事業への新規参入に備え、今回併せて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、多岐にわたりますことから、お手元に配付いたしましたA3横長の資料、令和3年第3回市議会定例会議案第40号資料、常陸太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要についてによりご説明申し上げます。

初めに、これまでに出されました省令についてご説明いたします。

資料の左側、1の改正に係る省令一覧をご覧ください。

1段目の平成27年厚生労働省令第63号につきましては、主な改正点といたしまして、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の保育士数の算定に係る緩和について改正がされまして、今回の条例改正では、改正する条項欄に記載のとおり、第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項、第47条第3項の4つの条項を改正いたします。

次に、平成28年厚生労働省令第22号につきましては、主な改正点といたしまして、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の職員の配置に関する緩和について改正が行われまして、今回の条例改正では、附則第7項から第10項までを改正いたします。

次に、平成30年厚生労働省令第65号につきましては、主な改正点といたしまして、代替保育の提供先の緩和、及び食事の外部搬入先の拡大、並びに自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間の延長などについて改正が行われまして、今回の条例改正では、第6条第2項及び第3項、第16条第2項、附則第3項をそれぞれ改正いたします。

次に、平成31年厚生労働省令第49号につきましては、主な改正点といたしまして、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務の緩和及び連携施設の確保を猶予する経過措置期間の延長などについて改正が行われまして、今回の条例改正では、第6条第4項及び第5項、第45条第2項、附則第4項を改正いたします。

次に、令和2年厚生労働省令第40号につきましては、主な改正点といたしまして、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務の緩和及び居宅訪問型保育事業における事業対象範囲の拡大などについて改正が行われまして、今回の改正では、第6条第4項、第37条第4項を改正いたします。

最後に、令和3年厚生労働省令第55号につきましては、提案理由で申し上げましたとおり本年7月から施行されたものでございますが、主な改正点といたしましては、諸記録の作成・保存等に関する基準の緩和について改正が行われまして、今回の条例改正では、第49条を追加いたします。

なお、これら6つの省令の改正につきましては、待機児童の解消や保育士などの担い手が不足している状況を踏まえて制度の緩和が図られたものなどとなっております。

続きまして、今回の条例改正の詳細につきましては、改正する条項ごとにご説明いたします。

資料の右側、2の条例改正の内容をご覧ください。

初めに、第6条は保育所等との連携について規定しておりまして、第2項及び第3項において

代替保育の提供先の緩和について定めております。

この代替保育は、家庭的保育事業所の職員が病気や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を提供するものでございます。

今回の改正により、代わりに保育を提供する施設について、表の右側、現行欄に記載の保育所、認定こども園、幼稚園に加えて、表の左側、改正案のとおり、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を追加するものでございます。

また、第4項及び第5項では、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務の緩和について改正しております。

この連携施設とは、児童が満3歳に達し、家庭的保育事業所等を卒園後に受入先となる保育園等の施設であり、市が受入先を調整できる場合は、事業者が連携施設を確保することを不要とするものでございます。

続きまして、第16条は、食事の提供の特例について規定しております。

資料に記載はございませんが、児童の食事につきましては、家庭的保育事業者が自園調理により提供することが原則ではありますが、特例として、外部からの搬入を認めております。今回、食事の外部搬入の容認範囲が拡大されまして、その受託先を表の現行欄に記載の連携施設や同一関連法人が運営する小規模保育事業所や社会福祉施設などに加えて、表の左側、改正案のとおり、保育所等から調理業務を受託している事業者を追加するものでございます。

続きまして、第29条及び第31条は、職員に関する規定でございます。

なお、職員に関する規定につきましては、恐れ入りますが、資料の裏面にございます1段目の第44条及び第47条におきましても規定しておりまして、同様の改正となりますことから、併せてご説明いたします。

事業所において保育を行う職員は保育士が原則となりますが、保育士数の算定に認められておりました表の右側、現行欄に記載の保健師、看護師に加えて、表の左側、改正案のとおり、准看護師をそれぞれ追加するものでございます。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻り願います。

最下段の第37条は、居宅訪問型保育事業について規定しております。

今回の改正では、第4項に規定する保育の提供対象範囲を拡大するもので、これまで、当該保育の提供対象となる乳幼児については、表の右側、現行欄に記載のとおり、母子家庭等の乳幼児の保護者で夜間等の勤務に従事する場合とされておりましたが、表の左側、改正案のとおり、保護者の疾病等の身体上・精神上・環境上の理由により養育することが困難な場合を追加するものでございます。

恐れ入りますが、また資料の裏面をご覧ください。

2段目の第45条は、保育所型事業所内保育事業に係る連携施設に関する特例について規定しております。省令の改正により、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務が緩和され、同条に新たに第2項を追加し、満3歳以上の児童も受け入れている事業者に限り、連携施設の確保をしないことができることとするものでございます。

続きまして、第49条は、電磁的記録の規定を追加するものでございます。

本年の省令改正により、行政のデジタル化の推進及び家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における書面の帳簿や諸記録等の作成や保存等について、これまでの書面によるものに加えて、電磁的方法であるパソコン等による対応も認めることとするものでございます。

続きまして、附則第3項及び附則第4項につきましては、いずれも経過措置期間の延長でございます。

これまでに設けられておりました食事の提供及び連携施設の確保に関するそれぞれの経過措置について、その期間を5年から10年に延長するものでございます。

次に、附則第7項から附則第10項までの改正につきましては、職員配置に係る特例でございまして、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所に配置する保育士数の基準をそれぞれ緩和するものでございます。

附則第7項においては、保育士数の算定に当たり、職員配置に必要な人数が2人の場合に、1人は保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有するものを配置できることとするものでございます。

附則第8項においては、保育士数の算定に当たり、幼稚園教諭、小学校教諭、または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるものとするものでございます。

附則第9項においては、8時間を超えて開所するため必要な保育士数の算定に当たり、必要となる保育士に加えまして、保育士と同等の知識及び経験を有する者も保育士とみなすことができることとするものでございます。

附則第10項につきましては、附則第8項及び附則第9項の特例を適用する場合も、保育士を3分の2以上配置しなければならないものとするものでございます。

条例改正の詳細につきましては、以上でございます。

なお、参考といたしまして、資料の裏面右側に家庭的保育事業等の内容について掲載いたしましたので、後ほどご覧置き願います。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、18ページをお開き願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第40号は以上でございます。

続きまして、議案書30ページをお開き願います。

議案第41号は、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。提案理由でございますが、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」が、本年8月2日に公布され、同日から施行されたこと及び所要の整理を行うことに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、この所要の整理につきましては、過去に出されました内閣府令において、各種基準等の緩和措置が図られておりましたが、当市条例に反映していなかったため、議案第40号と同様に、

今回、併せて改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、多岐にわたりますことから、お手元に配付いたしましたA3横長の資料、令和3年第3回市議会定例会議案第41号資料、常陸太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要についてによりご説明申し上げます。

初めに、これまでに出されました内閣府令についてご説明いたします。資料の左側、1の改正に係る内閣府令一覧をご覧ください。

1段目の平成30年内閣府令第45号につきましては、「認定こども園法」の改正に伴い、参照条文の整理を行うもので、今回の条例改正では第15条第1項を改正いたします。

次に、令和元年内閣府令第7号につきましては、主な改正点といたしまして、代替保育の提供先の緩和及び卒園後の受皿となる連携施設の確保義務の緩和について改正が行われまして、今回の条例改正では、第42条の第2項、第3項、第4項、第5項、第8項をそれぞれ改正いたします。

次に、令和2年内閣府令第33号につきましては、主な改正点といたしまして、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務の緩和について改正が行われまして、今回の条例改正では、第42条第4項を改正いたします。

最後に、令和3年内閣府令第53号につきましては、提案理由で申し上げましたとおり、本年8月から施行されたものでございますが、主な改正点といたしまして、諸記録の作成・保存等に関する基準の緩和について改正が行われまして、今回の条例改正では、第53条を追加いたします。

なお、これら4つの内閣府令の改正につきましても、待機児童の解消や保育士などの担い手が不足している状況を踏まえて、制度の緩和が図られたものなどとなっております。

続きまして、今回の条例改正の詳細につきまして、改正する条項ごとにご説明いたします。

資料の右側、2の条例改正の内容をご覧ください。

初めに、第15条は、特定教育・保育の取扱方針について規定しておりますが、同条第1項第2号において規定する認定こども園の定義について、「認定こども園法」の改正により、参照条文を整理するものでございます。

続きまして、第42条は、特定教育・保育施設等の連携について規定しておりまして、第2項及び第3項において、代替保育の提供先の緩和について定めております。今回の改正により、代わりに保育を提供する施設について、表の右側、現行欄に記載の保育所、認定こども園、幼稚園に加えまして、表の左側、改正案のとおり、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を追加するものでございます。

また、第4項及び第5項では、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務の緩和について規定しております。児童が満3歳に達し、特定地域型保育事業所を卒園後に、市が教育・保育先を調整できる場合は、事業者が連携施設の確保を不要とするものでございます。

また、第8項につきましても、卒園後の受皿となる連携施設の確保義務の緩和について規定し

ておりまして、保育所型事業所内保育事業者のうち、満3歳以上の児童も受け入れている事業者に限り、連携施設の確保を不要とするものでございます。

最後に、第53条は、電磁的記録等の規定を追加するものでございます。

本年の内閣府令改正により、行政のデジタル化の推進及び家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における書面の帳簿や諸記録等の作成や保存等について、これまでの書面によるものに加えて、電磁的方法であるパソコン等による対応も認めることとするものでございます。

条例改正の詳細につきましては、以上でございます。

なお、参考といたしまして、資料の下段に用語の定義を記載しておりますので、後ほど、ご覧置き願います。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、35ページをお開き願います。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第41号は以上でございます。

続きまして、議案書47ページをお開き願います。

議案第42号は、常陸太田市過疎地域持続的発展計画についてでございます。

提案理由ですが、今年度から令和7年度までの5年間における過疎地域の持続的発展を図るため、常陸太田市過疎地域持続的発展計画を定めるものでございます。

この計画は、本年4月に施行されました「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第1項の規定に基づき、策定するものでございます。

策定に係る経過について申し上げますと、まず、庁内におきまして本計画案を取りまとめまして、本年7月21日開催の市議会全員協議会におきまして、議員の皆様へ計画案をご説明させていただいた後、市民から広く意見等をいただくため、同日から8月3日までの14日間、パブリックコメントを実施したところでございます。なお、このパブリックコメントにおきましては、要望等のご意見はございましたが、当初に作りました計画案からの変更はございませんでした。

それでは、本計画案の主な内容について、ご説明いたします。

49ページをお開き願います。

初めに、計画策定の趣旨でございます。

本市におきましては、平成16年12月1日の市町村合併後も、「過疎地域自立促進特別措置法」の規定により、旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村の地域が引き続き過疎地域とみなされましたことから、過疎地域自立促進計画を策定し、過疎地域の生活基盤や情報基盤の整備、医療の確保、地域資源を活かした産業の振興などを推進してきたところでございます。

本計画は、本年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことにより、同法第8条第1項の規定に基づき策定するものでございます。

次に、対象地域につきましては、引き続き旧水府村、旧里美村の地域が対象となっております。なお、旧金砂郷町につきましては、人口要件などの変更により過疎地域から除外されることとなりましたが、6年間の経過措置期間が設けられましたことから、本計画においても記載してござ

います。

恐れ入りますが、大きく飛びまして64ページをお開き願います。64ページでございます。

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第2項の規定により、過疎計画において定めることとされております持続的発展の基本方針でございます。

現在の計画に基づき実施してまいりました過疎対策の取組状況やそれぞれの地域の課題などを踏まえまして、これらの諸課題に適切に対応しつつ、過疎地域の持続可能な社会構造の形成と地域資源等を生かした地域活力のさらなる向上を図るため、次のとおり各事業を推進することとしております。

1点目は、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成について、2点目は、産業の振興について、3点目は、地域における情報化について、4点目は、交通施設の整備、交通手段の確保について、5点目は、生活環境の整備について、6点目は、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、7点目は、医療の確保について、8点目は、教育の振興について、9点目は、集落の整備について、10点目は、地域文化の振興等について、最後に11点目として、再生可能エネルギーの利用の推進についてでございます。なお、68ページから101ページにかけまして、ただいま申し上げました各事業ごとの現況と問題点及びその対策並びに実施予定の事業内容について、それぞれ記載してございます。

さらに、102ページから106ページにかけましては、過疎対策事業債が充当可能となるソフト事業について、過疎地域持続的発展特別事業として一覧表にまとめて記載しておりますので、大変恐れ入りますが、併せまして後ほどお読み取りいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本計画策定後に発生いたしました新たな課題や施策などにつきましては、施策の緊急性などを十分に検討いたしまして、その都度、計画変更等により対応してまいりたいと考えております。

議案第42号につきましては、以上でございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第43号ないし議案第50号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第43号令和2年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第44号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第47号令和2年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第48号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第49号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第50号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上8件を一括議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔柴田雅美会計管理者 登壇〕

○柴田雅美会計管理者 議案第43号から議案第46号の令和2年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、提案者に代わりご説明申し上げます。

決算書1ページをお開き願います。

議案第43号から議案第46号令和2年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、「地方自治法」第233条第3項の規定により、令和2年度常陸太田市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を添えて議会の認定に付する。令和3年9月3日提出、市長名でございます。

4ページ、右側をお開き願います。

初めに、議案第43号令和2年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

歳入決算額は331億9,609万4,689円で、予算額に対します収入率は95.4%でございます。歳出決算額は316億8,846万812円で、予算額に対します執行率は91.1%でございます。歳入歳出差引残額は15億763万3,877円。内訳を申し上げますと、13億1,071万5,877円が翌年度への繰越額、1億9,634万2,000円が繰越明許費の一般財源分、57万6,000円が事故繰越しの一般財源分でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入ですが、歳入予算額は347億8,076万9,166円、調定額は333億9,918万6,190円、予算額に対します調定率は96.0%でございます。収入済歳入額は、歳入決算額と同額でございます。不納欠損額の670万1,712円は、主に、「地方税法」の規定に基づき、該当する市税滞納分を欠損処分した金額でございます。また、収入未済歳入額1億9,638万9,789円の主なものは、市税、諸収入等の未納分でございます。

次に、歳出でございますが、歳出予算額は歳入予算額と同額、支出済歳出額は歳出決算額と同額でございます。繰越明許費は18億8,360万7,174円でございます。これは総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、災害復旧費の37事業に係る繰越事業費でございます。事故繰越しは259万2,000円でございます。これは、災害復旧費に係る事故繰越事業費でございます。不用額は12億610万9,180円でございます。主に民生費、土木費、教育費及び災害復旧費などでございます。

ただいまご説明いたしました内容の款項別明細が6ページから15ページに、また、「地方自治法」施行令第166条第2項に基づきます説明資料としての事項別明細書が40ページから289ページに、実質収支に関する調書が290ページに、財産に関する調書が368ページから374ページに記載されておりますので、それぞれご覧いただきたいと存じます。

なお、これからご説明申し上げます各特別会計決算書明細欄の収入済歳入額、歳出予算額、支

出済歳出額につきましては、一般会計と同様の説明となりますので省略をさせていただきます。

16ページ、右側をお開き願います。

続きまして、議案第44号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

歳入決算額は52億9,606万7,058円で、予算額に対します収入率は99.9%でございます。また、歳出決算額は50億9,823万4,760円でございます。予算額に対します執行率は96.2%でございます。歳入歳出差引残額は1億9,783万2,298円で、翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は52億9,989万6,000円、調定額は54億282万5,903円で、予算額に対します調定率は101.9%でございます。不納欠損額は642万607円で、「地方税法」の規定に基づき該当する保険税滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額は1億33万8,238円で、主に保険税の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は2億166万1,240円で、主に保険給付費及び予備費などでございます。なお、款項別明細が18ページから21ページに、事項別明細書が292ページから319ページに、実質収支に関する調書が320ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

22ページ、右側をお開き願います。

次に、議案第45号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

23ページをお開き願います。

歳入決算額は8億1,424万5,638円で、予算額に対します収入率は98.4%でございます。また、歳出決算額は8億1,279万4,600円で、予算額に対します執行率は98.2%でございます。歳入歳出差引残額145万1,038円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は8億2,763万4,000円、調定額は8億1,647万6,388円で、予算額に対します調定率は98.7%でございます。不納欠損額30万200円は「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づき、該当する保険料滞納分を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額193万550円は、保険料の未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1,483万9,400円で、主に後期高齢者医療広域連合納付金及び予備費などでございます。なお、款項別明細が24ページから27ページに、事項別明細書が322ページから329ページに、実質収支に関する調書が330ページに記載されておりますのでご覧いただきたいと存じます。

28ページ、右側をお開き願います。

次に、議案第46号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し

上げます。

29ページをお開き願います。

歳入決算額は60億6,602万2,711円で、予算額に対します収入率は100.4%でございます。歳出決算額は59億203万86円で、予算額に対します執行率は97.7%でございます。歳入歳出差引残額1億6,399万2,625円は翌年度への繰越額でございます。

説明欄をご覧ください。

歳入でございますが、歳入予算額は60億4,330万9,000円、調定額は60億7,606万1,921円で、予算額に対します調定率は100.5%でございます。不納欠損額202万8,606円は、「介護保険法」の規定に基づき、該当する保険料を欠損処分したものでございます。収入未済歳入額801万604円は、保険料などの未納分でございます。

歳出でございますが、不用額は1億4,127万8,914円で、主に保険給付費、地域支援事業費及び予備費等でございます。

なお、款項別明細が30ページから35ページに、事項別明細書が332ページから365ページに、実質収支に関する調書が366ページに記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

なお、地方自治法第233条第5項の規定により提出が求められております各会計の主要な施策の成果を説明する書類につきましては、別冊令和2年度一般会計特別会計決算に係る主要な施策の成果報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第43号から議案第46号の令和2年度常陸太田市一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきましての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○川又照雄議長 上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 提案者に代わりまして、議案第47号から議案第50号までの4件についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和2年度常陸太田市公営企業会計決算書を1枚おめくり願います。

議案第47号から議案第50号につきましては、令和2年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定、常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定並びに常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定につきまして、「地方公営企業法」第32条第2項の規定に基づきまして、令和2年度常陸太田市水道事業会計決算、常陸太田市工業用水道事業会計決算、常陸太田市簡易水道事業会計決算及び常陸太田市下水道事業等会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づきまして、令和2年度常陸太田市水道事業会計、常陸太田市工業用水道事業会計、常陸太田市簡易水道事業会計並びに常陸太田市下水道事業等会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

初めに、議案第47号令和2年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につい

てご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款水道事業収益の予算額合計は12億434万4,000円で、決算額は12億547万3,335円となり、予算額に対する収入率は100.1%となっております。

2ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額合計は11億8,643万円で、決算額は11億2,892万3,439円となり、予算額に対する執行率は95.2%となっております。

3ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入の予算額合計は2億1,578万円で、決算額は1億9,614万2,370円となり、予算額に対する収入率は90.9%となっております。

4ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は7億1,420万8,000円で、決算額は6億8,591万4,536円となり、予算額に対する執行率は96.0%となっております。

なお、欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億8,977万2,166円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,589万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金4億6,387万3,166円で補填をいたしました。

次に、5ページをご覧ください。

令和2年度常陸太田市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益と合せて、9億7,811万6,681円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして9億6,004万5,394円で、営業利益は右端の列、上から1行目になりますが、1,807万1,287円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして1億2,813万4,852円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして9,605万6,207円でございます。その結果、経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、5,014万9,932円となりました。

その下、5の特別損失でございますが、(1)の固定資産売却損が3万3,668円でございます。その結果、その下の当年度純利益は、右端の列、下から2行目になりますが、5,011万6,264円となっております。その下、前年度繰越利益剰余金が3,066万6,330円、6ページの上から1行目になりますが、その他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、その下の当年度未処分利益剰余金につきましては、8,078万2,594円となっております。

7ページをご覧ください。

令和2年度常陸太田市水道事業剰余金計算書でございますが、ここでの説明は省略させていただきますので、後ほどご覧置きいただきたいと存じます。

8ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高8,078万2,594円のうち、5,011万6,264円を今後、老朽化が進みます水道施設の更新工事などに備えまして、建設改良積立金に積立てることといたしまして、処分後残高を3,066万6,330円とするものでございます。

9ページをご覧願います。

令和3年3月31日における貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、10ページの右端の列、上から2行目になりますが、133億1,594万2,721円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、11ページの5の繰延収益まで合わせました負債合計は、11ページの右端の列、上から2行目になりますが、71億880万7,712円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、右端の列、下から2行目になりますが、62億713万5,009円で、その下の負債と資本を合わせました合計は、133億1,594万2,721円でございます。なお、15ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧置きいただきたいと存じます。

議案第47号は以上でございます。

続きまして、議案第48号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、35ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市工業用水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。第1款工業用水道事業収益の予算額合計は1億739万3,000円で、決算額は9,751万1,744円となり、予算額に対する収入率は90.8%となっております。

36ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の予算額合計は1億645万3,000円で、決算額は9,368万1,479円となり、予算額に対する執行率は88.0%となっております。

37ページをご覧願います。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入の予算額合計は1,888万2,000円で、決算額は1,150万円となり、予算額に対する収入率は60.9%となっております。

38ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は3,101万7,000円で、決算額は2,373万8,574円となり、予算額に対する執行率は76.5%となっております。

なお、欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,223万8,574円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額105万8,182円及び過年度分損益勘定留保資金1,118万392円で補填をいたしました。

次に、39ページをご覧ください。

令和2年度常陸太田市工業用水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の給水収益が4,896万1,650円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして8,896万656円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、3,999万9,006円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして4,279万4,050円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費が2万2,961円でございます。その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、上から3行目になりますが、277万2,083円となり、その下の当年度純利益は、右端の列、上から4行目になりますが、277万2,083円となっております。その下、前年度繰越利益剰余金が374万3,598円、さらにその下、その他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、その下の、当年度未処分利益剰余金につきましては、651万5,681円となっております。

40ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市工業用水道事業剰余金計算書でございますが、ここでの説明は省略させていただきます。後ほどご覧置きいただきたいと存じます。

41ページをご覧ください。

令和2年度常陸太田市工業用水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高651万5,681円のうち、277万2,083円を、今後の企業債償還に備え減債積立金に積み立てることといたしまして、処分後残高を374万3,598円とするものでございます。

42ページをお開き願います。

令和3年3月31日における貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は、右端の列、下から1行目になりますが、8億5,309万4,386円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債、43ページの4の流動負債、5の繰延収益まで合わせました負債合計は、43ページの右端の列、下から2行目になりますが、4億715万139円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は、44ペ

ージの右端の列，上から2行目になりますが，4億4,594万4,247円で，その下の負債と資本を合わせました合計は，8億5,309万4,386円でございます。なお，49ページから決算附属書類がございますので，恐れ入りますが，後ほどご覧置きいただきたいと存じます。

議案第48号は以上でございます。

続きまして，議案第49号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが，63ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市簡易水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。第1款簡易水道事業収益の予算額合計は3億5,069万4,000円で，決算額は3億7,426万2,153円となり，予算額に対する収入率は106.7%となっております。

64ページをお開き願います。

支出でございますが，第1款簡易水道事業費用の予算額合計は3億4,711万8,000円で，決算額は3億1,735万5,819円となり，予算額に対する執行率は91.4%となっております。

65ページをご覧願います。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入の予算額合計は1億3,042万9,000円で，決算額は1億1,655万9,786円となり，予算額に対する収入率は89.4%となっております。

66ページをお開き願います。

支出でございますが，第1款資本的支出の予算額合計は1億7,019万9,000円で，決算額は1億5,103万6,306円となり，予算額に対する執行率は88.7%となっております。

なお，欄外に記載してございますが，資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,447万6,520円につきましては，過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額202万223円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額125万2,669円及び過年度分損益勘定留保資金3,120万3,628円で補填をいたしました。

次に，67ページをご覧願います。

令和2年度常陸太田市簡易水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに，1の営業収益でございますが，(1)の給水収益と(2)のその他の営業収益と合わせまして1億755万7,260円でございます。

2の営業費用につきましては，(1)の原水及び浄水費から(5)の資産減耗費まで合わせまして2億9,623万8,285円で，営業損失は，右端の列，上から1行目になりますが，1億8,868万1,025円となっております。

3の営業外収益でございますが，(1)の受取利息及び配当金から(4)の雑収益まで合わせまして2億4,849万4,376円でございます。

4の営業外費用につきましては，(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして1,162万914円でございます。その結果，その下の経常利益につきましては，右端の列，上から3行目になりますが，4,819万2,437円となり，その下，当年度純利益は，

右端の列，上から4行目になりますが，4,819万2,437円となっております。その下の前年度繰越利益剰余金が2,079万8,553円，さらに，その下のその他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので，その下の当年度未処分利益剰余金は6,899万990円となっております。

68ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市簡易水道事業剰余金計算書でございますが，ここでの説明は省略とさせていただきますので，後ほどご覧おきいただきたいと存じます。

69ページをご覧ください。

令和2年度常陸太田市簡易水道事業剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列，未処分利益剰余金でございますが，先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高6,899万990円のうち4,819万2,437円を，今後の企業債償還に備えまして減債積立金に積み立てることといたしました。処分後残高を2,079万8,553円とするものでございます。

70ページをお開き願います。

令和3年3月31日における貸借対照表でございます。

まず，資産の部でございますが，1の固定資産と2の流動資産を合わせました資産合計は，71ページの右端の列，上から2行目になりますが，26億669万2,808円でございます。

次に，負債の部でございますが，3の固定負債，4の流動負債，72ページの5の繰延収益まで合わせました負債合計は，72ページ右端の列，上から2行目になりますが，23億3,328万4,005円でございます。

次に，資本の部でございますが，6の資本金と7の剰余金を合わせました資本合計は，72ページの右端の列，下から2行目になりますが，2億7,340万8,803円で，その下の負債と資本を合わせました合計は26億669万2,808円でございます。

なお，75ページから決算附属書類がございますので，恐れ入りますが，後ほどご覧置きたいと存じます。

議案第49号は以上でございます。

続きまして，議案第50号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが，93ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市下水道事業等決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入でございます。第1款下水道事業等収益の予算額合計は18億6,939万4,000円で，決算額は19億3,909万1,731円となり，予算額に対する収入率は103.7%となっております。

94ページをお開き願います。

支出でございますが，第1款下水道事業等費用の予算額合計は16億1,636万1,000円で，決算額は15億2,928万3,997円となり，予算額に対する執行率は94.6%となっております。

95ページをご覧ください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございます。第1款資本的収入の予算額合計は13億4,342万2,000円で、決算額は11億2,062万9,478円となり、予算額に対する収入率は83.4%となっております。

96ページをお開き願います。

支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計は16億5,491万8,000円で、決算額は14億4,054万3,785円となり、予算額に対する執行率は87.0%となっております。

なお、欄外に記載してございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億1,991万4,307円につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額279万8,906円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額742万4,359円、過年度分損益勘定留保資金1億2,889万8,581円及び当年度分損益勘定留保資金1億8,079万2,461円で補填をいたしました。

次に、97ページをご覧ください。

令和2年度常陸太田市下水道事業等損益計算書につきましてご説明申し上げます。

初めに、1の営業収益でございますが、(1)の下水道使用料から(3)のその他の営業収益まで合わせまして、4億6,075万6,006円でございます。

2の営業費用につきましては、(1)の管渠費から(7)の資産減耗費まで合わせまして13億2,455万7,177円で、営業損失は、右端の列、上から1行目になりますが、8億6,380万1,171円となっております。

3の営業外収益でございますが、(1)の受取利息及び配当金から(5)の雑収益まで合わせまして、14億1,843万5,339円でございます。

4の営業外費用につきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費と(2)の雑支出と合わせまして、1億7,655万6,556円でございます。その結果、その下の経常利益につきましては、右端の列、下から1行目になりますが、3億7,807万7,612円となり、98ページ、1行目の当年度純利益は3億7,807万7,612円となっております。その下、前年度繰越利益剰余金が4,723万1,183円、さらにその下、その他未処分利益剰余金変動額がゼロ円でございますので、その下の当年度未処分利益剰余金につきましては、4億2,530万8,795円となっております。

99ページをご覧ください。

令和2年度常陸太田市下水道事業等剰余金計算書でございますが、ここでの説明は省略とさせていただきます。後ほどご覧置きいただきたいと存じます。

100ページをお開き願います。

令和2年度常陸太田市下水道事業等剰余金処分計算書(案)につきましてご説明申し上げます。

右端の列、未処分利益剰余金でございますが、先ほど損益計算書でご説明させていただきました当年度末残高4億2,530万8,795円のうち、3億4,133万552円を今後の企業債償還に備えまして減債積立金に積立てることといたしました。処分後残高を8,397万8,243円と

するものでございます。

101ページをご覧ください。

令和3年3月31日における貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産と102ページの2の流動資産を合わせた資産合計は、102ページの右端の列、上から2行目になりますが、262億2,355万4,037円でございます。

次に、負債の部でございますが、3の固定負債、4の流動負債、103ページの5の繰延収益まで合わせた負債合計は、103ページの右端の列、上から3行目になりますが、224億5,647万4,069円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は、103ページの右端の列、下から2行目になりますが、37億6,707万9,968円で、その下の負債と資本を合わせた合計は262億2,355万4,037円でございます。なお、107ページから決算附属書類がございますので、恐れ入りますが、後ほどご覧置きたいと存じます。

議案第47号から議案第50号について、私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

この際、監査委員より決算審査の結果について報告を求めます。江幡監査委員。

〔江幡治監査委員 登壇〕

○江幡治監査委員 令和2年度の決算審査の経過と結果についてご報告をいたします。

初めに、一般会計及び特別会計の決算並びに基金の運用状況について申し上げます。

この決算審査は、「地方自治法」第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき実施をいたしました。審査の対象としました決算及び書類につきましては、お手元の審査意見書の1ページに、(1)から(3)の3項目に分けて記載をしております。

第1項目は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、以上4会計の歳入歳出決算でございます。

第2項目は、政令で定める書類でありまして、一般会計及び各特別会計それぞれの歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書でございます。

第3項目は、奨学基金、印紙等購入基金及び肉用牛特別導入事業基金について、その運用状況を審査するための基金運用状況調書でございます。

決算の審査に当たりましては、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに政令で定める書類等につきまして、関係諸帳簿、証書類を照査し、定期監査及び例月現金出納検査等の結果を参考にしながら、決算の計数の正確性あるいは収入支出の合理性についての確認を行い、併せて関係課職員からの聴取や説明を受け、審査を行いました。基金の運用状況につきましては、基金運用状況調書、関係諸帳簿により、決算書及び政令で定められた書類の審査に準じて審査を行いました。

審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠

して作成されており、計数は関係諸帳簿、証書類を照査した結果、それぞれ符合しており、正確であることを認めました。また、基金につきましても、条例の目的に沿って適正に運用されており、関係諸帳簿と符合し、計数的にも正確であることを認めました。

続きまして、公営企業会計の決算審査の経過と結果についてご報告をいたします。

この審査は、「地方公営企業法」第30条第2項の規定に基づき実施をいたしました。

審査の対象は、水道事業会計、工業用水道事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業等会計、以上4会計の決算でございます。

審査に付されました書類は、決算書として決算報告書、財務諸表として損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表、さらに決算附属書類として事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書でございます。これらの書類が「地方公営企業法」その他関係法令に準拠して適正に表示されているかどうか、経営状況及び財政状況が適正に表示されているかどうかについて審査を行いました。

その結果、審査に付されました決算報告書、財務諸表、その他の書類は、関係法令に準拠して作成され、かつ計数は正確で、経営状況及び財政状況は適正に表示されていることを認めました。

以上、一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算審査の概要について申し上げます。詳細につきましては、それぞれの審査意見書をご覧いただきたいと思っております。

○川又照雄議長 報告は終わりました。

日程第5 議案第51号ないし議案第54号

○川又照雄議長 次、日程第5、議案第51号令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）について、議案第52号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第53号令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号令和3年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 提案者に代わりましてご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和3年第3回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧願います。1枚おめくり願います。

議案第51号は、令和3年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億968万9,000円を追加し、総額を255億6,351万2,000円とするものでございます。第2条で債務負担行為、第3条で地方債の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 段目の 1 0 款地方特例交付金及び 2 段目の 1 1 款地方交付税の補正につきましては、いずれも交付額の確定によるものでございます。

3 段目の 1 3 款 1 項 3 目衛生費負担金及び 4 段目の 1 5 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金並びに、1 つ飛ばしまして、6 段目の 1 6 款 1 項 2 目衛生費県負担金の補正につきましては、歳出予算で補正をいたします養育医療給付費の財源として、合わせまして 1 2 6 万 6, 0 0 0 円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、5 段目にお戻りいただき、1 5 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 9 6 5 万 7, 0 0 0 円の補正につきましては、今回の補正の財源として交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

同款同項 3 目衛生費国庫補助金及び最下段の 1 6 款 2 項 3 目衛生費県補助金の補正につきましては、歳出予算で補正いたします新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費の財源として、合わせまして 7, 8 7 9 万 7, 0 0 0 円を追加するものでございます。

1 0 ページをお開き願います。

1 段目の 1 9 款 1 項特別会計繰入金の補正につきましては、1 目後期高齢者医療特別会計繰入金及び 2 目介護保険特別会計繰入金、いずれも令和 2 年度決算額の確定により一般会計への精算金を補正するものでございます。

3 段目の 2 0 款繰越金の補正につきましては、令和 2 年度決算剰余金を今年度歳入へ編入するため、前年度繰越しとして 1 0 億 6, 0 7 1 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、2 段目にお戻りいただき、1 9 款 2 項基金繰入金の補正につきましては、先ほどご説明いたしました令和 2 年度決算剰余金を今年度歳入へ編入することに伴い、財政調整基金及び減債基金繰入金を合わせまして 5 億 4, 0 0 6 万 3, 0 0 0 円減額するものでございます。

4 段目の 2 1 款 4 項 3 目雑入の補正につきましては、昨年度設立しました山田地区コミュニティの備品購入費の財源といたしまして、自治総合センターから交付されますコミュニティ助成金 1 0 0 万円を追加するものでございます。

2 2 款につきましては、後ほど第 2 条でご説明させていただきます。

続きまして、歳出でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補正につきましては、後ほど別紙資料により一括して説明させていただきます、それ以外の一般の補正につきましては、補正予算書によりご説明いたします。

なお、今回の補正は、各費目にわたりまして職員の定期人事異動及び会計年度任用職員の任用決定に伴う人件費の増減がございますが、これらにつきましては、恐れ入りますが、説明を割愛し、主要な事項について説明をさせていただきます。

1 1 ページをご覧ください。

中段の 2 款 1 項 3 目財政管理費の補正につきましては、「地方財政法」に基づく歳計剰余金の積立てといたしまして実質収支の 2 分の 1、6 億 5, 5 3 5 万 8, 0 0 0 円を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

12ページをお開き願います。

下段の2款4項3目市長選挙費の補正につきましては、事業費確定に伴い、1節報償費から14ページの18節負担金補助及び交付金まで、合わせまして2,559万2,000円を減額するものでございます。

16ページをお開き願います。

上段は、款項目の記載はございませんが、3款2項1目児童福祉総務費でございます。19節扶助費の補正につきましては、養育医療給付費の支給対象者が見込みよりも増加したことに伴い、158万1,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、22ページをお開き願います。22ページでございます。

下段の11款1項公債費の補正につきましては、前年度市債の借入額確定及び過去に借入れた市債の利率見直しに伴い減額するものでございます。

一般分の補正につきましては以上でございます。

恐れ入りますが、別途資料をご覧ください。

A3縦長の資料、令和3年第3回市議会定例会議案第51号資料、一般会計補正予算（第4号）における新型コロナウイルス感染症対策事業概要でございます。

1は子育て世帯向け支援事業で、修学旅行中止に伴う旅行契約取消料支援でございます。予算措置は、9款3項2目教育振興費に18節負担金補助及び交付金83万7,000円を追加するものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、市立中学校において修学旅行を中止したことに伴い発生しました旅行契約取消料を補助するものでございます。対象者は、市立中学校生徒の保護者370名でございます。

2は事業者向け支援事業で、高速バス事業者支援でございます。予算措置は2款1項14目交通対策費に18節負担金補助及び交付金657万円を追加するものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により売上が減少となりました高速バス事業者を対象といたしまして、支援金を支給するものでございます。対象者は、本年4月から7月までの間に、売上が令和元年同月比で50%以上の減少となった月のある高速バス事業者でございまして、支給額はバスを運行した日1日当たり上限として1万8,000円。なお、この額は1往復にかかる運航経費の3分の1相当額に当たるものでございます。支給対象期間は本年4月から令和4年3月まで、事業の開始時期は、この議決後、速やかに開始するものとし、9月中を見込んでございます。

次の3は指定管理者運営支援事業でございます。予算措置は5款1項3目農林振興費及び6款1項4目観光費に18節負担金補助及び交付金、合わせまして225万円を追加するものでございます。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、収入が減少となりました公共施設の指定管理者に対し、支援金を支給いたしまして運営を支援するものでござい

ます。対象者は、経費縮減を図ったにもかかわらず、令和2年度下半期の収入が令和元年度下半期と比較しまして減少し、かつ令和2年度の収支が赤字である施設のご覧の（1）から（4）までの指定管理者4者でございまして、支援額は収入減少率に応じ、25万円から100万円とし、支援金よりも令和2年度収支における赤字額のほうが小さい場合は、その額とするものでございます。

4はワクチン接種体制の整備でございます。予算措置は4款1項1目保健衛生総務費に3節職員手当等及び4款1項2目予防費に10節需用費から18節負担金補助及び交付金まで、合わせて7,879万7,000円を追加するものでございます。財源は厚生労働省の新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金、接種体制確保事業費国庫補助金及び茨城県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、高齢者以外向けワクチン接種を推進するため、接種体制を整備するものでございます。集団接種時に使用する医薬材料等を購入するとともに、コールセンター設置及び時間外・休日に集団接種会場へ医師等を派遣した医療機関へ人件費相当補助を継続するものでございます。最下段、合計でございますが、ただいま申し上げました4つの事業に8,845万4,000円を追加いたします。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、補正予算書にお戻り願います。5ページでございます。

第2表は債務負担行為補正でございます。

1の追加でございますが、認定こども園通園バス運転業務及び運行業務につきましては、いずれも事業者が来年4月から業務を請け負うに当たりまして、運輸局から特定旅客自動車運送事業の許可を取得する期間として4か月程度を確保する必要がありますことから、今回、債務の負担を行うものでございます。

6ページをお開き願います。

第3表は地方債補正でございます。

1の変更でございますが、過疎対策事業債につきましては、さとみこども園空調設備更新及び大里ふれあい広場野球場整備の財源として、4,440万円を追加して3億8,450万円に、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定により2億8,840万円を減額いたしまして、7億1,160万円に、合わせまして、限度額合計を左側の22億4,070万円から右側の19億9,670万円に減額するものでございます。

議案第51号は以上でございます。

続きまして、議案第52号令和3年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,000円を追加し、総額を53億3,538万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが，6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の4款1項1目保険給付費等交付金の補正につきましては，今回の歳出予算の増額補正に伴いまして50万円を増額するものでございます。

2段目の6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては，職員の定期人事異動に伴うものでございます。

3段目の同款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては，歳入歳出の予算調整による減額でございます。

最下段の7款繰越金の補正につきましては，令和2年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

1段目の1款1項1目一般管理費，及び2段目の同款2項1目徴税総務費の補正につきましては，職員の定期人事異動に伴うものでございます。

3段目の2款2項3目一般被保険者高額介護合算療養費の補正につきましては，支給世帯の増加に伴い50万円を増額するものでございます。

最下段の6款基金積立金の補正につきましては，令和2年度決算繰越しに伴いまして9,891万7,000円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

議案第52号は以上でございます。

続きまして，議案第53号でございます。令和3年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ58万1,000円を追加し，総額を8億4,356万2,000円とするものでございます。詳細につきましては，事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが，6ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の3款繰入金の補正につきましては，職員の定期人事異動に伴うものでございます。

2段目の4款繰越金の補正につきましては，令和2年度決算に伴うものでございます。

最下段の5款諸収入の補正につきましては，歳出予算において支出いたします保険料還付金について，後期高齢者医療広域連合から増額分として交付されます26万円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

7ページをご覧ください。

歳出でございます。

1段目の1款総務費の補正につきましては，職員の定期人事異動に伴うものでございます。

2 段目の 3 款 1 項 1 目保険料還付金の補正につきましては、資格喪失者等への保険料還付金に不足が見込まれますことから、26 万円を増額するものでございます。

3 段目の同款 2 項 1 目一般会計繰出金の補正につきましては、令和 2 年度の事務費繰入金精算に伴うものでございます。

最下段の 4 款予備費の補正につきましては、歳入歳出予算の予算調整に伴うものでございます。議案第 53 号は以上でございます。

続きまして、議案第 54 号は、令和 3 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

1 ページをお開き願います。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 1,008 万 3,000 円を追加いたしまして、総額を 62 億 5,222 万 9,000 円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 段目の 3 款 2 項 7 目介護保険事業費補助金の補正につきましては、歳出予算で補正いたします制度改正に伴う介護保険給付管理システムの改修に係る経費の財源といたしまして、32 万 9,000 円を追加するものでございます。

2 段目の 4 款 1 項 2 目地域支援事業支援交付金の補正につきましては、令和 2 年度の実績による交付金の確定に伴うものでございます。

3 段目の 7 款 1 項 5 目その他一般会計繰入金の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

4 段目の同款 2 項 1 目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳入歳出の予算調整による減額でございます。

最下段の 8 款繰越金の補正につきましては、令和 2 年度決算による繰越金の確定に伴うものでございます。

7 ページをご覧願います。

歳出でございます。

1 段目の 1 款 1 項 1 目一般管理費における 2 節給料から 4 節共済費に係る補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。12 節委託料の補正につきましては、制度改正に伴う介護保険給付管理システム改修のため 49 万 9,000 円を追加するものでございます。

2 段目の同款 3 項 1 目介護認定審査会費の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴うものでございます。

最下段の 6 款基金積立金の補正につきましては、令和 2 年度決算繰越に伴いまして 1,302 万 4,000 円を支払準備基金へ積み立てるものでございます。

8 ページをお開き願います。

1 段目の 8 款 1 項 2 目償還金及び 2 段目の同款 2 項 1 目一般会計繰出金の補正につきましては、

令和2年度決算に伴う国県支出金及び支払基金交付金並びに一般会計繰出金について精算するものでございます。

議案第54号は以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○川又照雄議長 説明は終わりました。

○川又照雄議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は9月7日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時02分散会